

箱根町では、「一般不妊治療」をされているご夫婦、「不育症の治療」をされているご夫婦を支援するため、治療費の一部を助成しています。

＜対象者＞次の要件を全て満たす方

1. 箱根町内に住民登録又は外国人登録をしている夫婦で、法律上の婚姻関係にある方
2. 医療機関において不妊症又は不育症と診断され、検査後に治療を受けた方  
(文書料等直接的な治療費ではない費用は含みません。)
3. 国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入している方
4. 対象者および世帯員に町税等の滞納がない方
5. 箱根町居住時の治療および検査の費用であること



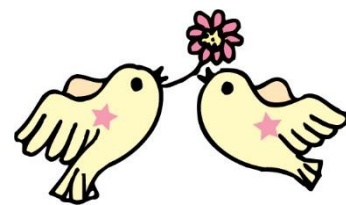
○ 一般不妊治療費助成事業

一般不妊治療費や検査料の保険診療対象外の自己負担分の2分の1を助成します(1年度当たり上限5万円)。助成可能な治療期間は2年間までとします。

○ 不育症治療費助成事業

不育治療費や検査料の保険診療対象外の自己負担分の2分の1(上限30万円)を助成します。

★まずは、申請前にご相談ください！



\*申請方法等詳細については、子育て支援課までお問い合わせください。

電話 0460-85-9595 (さくら館内)

